

「中野区教育ビジョン（第4次）案」についての  
パブリック・コメント手続の実施結果について

「中野区教育ビジョン（第4次）」を策定するにあたり、下記のとおりパブリック・コメント手続を実施したので報告する。

記

1 パブリック・コメント手続実施結果

(1) 意見募集期間

令和5年3月22日（水）から令和5年4月12日（水）

(2) 提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
電子メール	2人
ファクシミリ	0人
窓口	1人
合 計	3人

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方（同趣旨の意見は一括）

項目1 第2章中野区が目指す教育の姿について（2件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	《教育の目指す姿》 「教育の目指す姿」を削除してほしい。子どもたちの自主性や学校の自由な教育内容に任せるべきである。	教育理念に「一人ひとりを大切にする教育」を掲げており、その目標に向かって、教育の目指す方向性や姿をあらわす必要性があることから、「教育の目指す姿」として記載しているものであり、必要な項目だと考えている。

2	現在の国際情勢を踏まえ、「家族、わがまち、祖国を愛し」を削除してほしい。	子どもは、家庭や学校、あるいは生まれ育った地域や国など、様々な集団の中で活動し、生活をしている。その子どもたちが愛情や慈しみ、優しさをもって生まれ、子どもたちも家族を愛し、成長していく姿として、「家族、わがまち、祖国を愛し、国際社会の中で人とのつながりを大切にしている人」を記載したものであり、「教育の目指す姿」として必要な項目だと考えている。
---	--------------------------------------	--

項目2 目標Iについて（2件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>《現状と課題》</p> <p>障害や発達上の課題等により、特別な配慮や支援を必要とする子どもが増加している。すべての子どもに多様で質の高い教育・保育を受けさせるため、人的・物的環境整備や保育の質の向上が重要である。</p>	<p>特別な支援を必要とする子どもが増えている中、すべての子どもが安心して幼稚園や保育施設等の生活を送れる環境を整備していくとともに、幼稚園、保育施設等が「保育の質のガイドライン」を実践し、教育・保育の質の維持・向上に引き続き取り組んでいく。</p>
2	<p>《取組の方向性》</p> <p>【特別支援教育の充実】</p> <p>発達に課題のある子どもは、ゆっくりでも、色々な特徴があっても、その子らしく育つことが大切である。「幼稚園・保育施設等への訪問支援を実施し、発達に課題のある子どもの集団生活への適応のための支援をします」の記述を変更してほしい。また、一人ひとりの子どもにあった支援や発達に課題がある子どもや課題のない子どもとともに育ちあえる環境づくりを行ってほしい。</p>	<p>「教育理念を実現するための視点」において、一人ひとりを大切にする教育を掲げ、教育・保育・福祉などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。また、幼稚園・保育施設等への訪問支援については、児童福祉法によって集団生活への適応のための専門的な支援と規定されている。同法では、子どもにとって最善の利益を考慮することも定められている。これらを踏まえて幼稚園・保育施設での子どもの生活を支援するものであり、必要であると考えている。</p>

項目3 目標VIについて（1件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>《取組の方向性》</p> <p>【区民の生涯学習への支援】</p> <p>社会教育における学習は、体系的でかつ継続的である必要がある。個別的、単発的な学習による効果は限定的で汎用性、永続性がないため、「体系的で継続的」の文言を追記した方がよい。</p>	<p>社会教育における学習について、区民の誰もが生涯を通じて主体的に生涯学習に取り組んだり、知識や経験、スキル等を活かし活躍できるよう、「多様な学習の機会」を増やすとしており、ご意見の趣旨は含まれていると考えている。</p>

項目5 共通基盤について（2件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>子どもたちが外遊びなど日常的に身体を動かす環境が整っていない。園庭や校庭を拡げることはもちろんのこと、公園、区有地の活用を具体化させてほしい。</p>	<p>関係所管と調整しながら、引き続き、良好な教育施設等の環境整備に努めていく。</p>
2	<p>再開発等による人口増加などにより、学ぶ環境を見直す必要がある。学校跡地や区有地を有効活用する計画を具体化してほしい。</p>	

(4)「中野区教育ビジョン（第4次）案」からの変更点  
変更なし

2 「中野区教育ビジョン（第4次）」及びパブリック・コメント手続実施結果の公表

(1) 公表時期

令和5年7月上旬

(2) 公表場所

区ホームページ、区民活動センター、図書館、すこやか福祉センター、区政資料センター、子ども・教育政策課窓口